# 第3章 雇用保険

# 雇用保険

雇用保険とは、労働者が失業したときや、雇用の継続が困難となる事由が生じたとき、あるいは職業に関する教育訓練を受けたときなどに、国が必要な給付を行う保険制度です。

雇用保険は、以前は失業保険と呼ばれていたことから、現在でも雇用保険といえば失業者のための保険であると捉えられることが多いようです。もちろん、失業者の生活の安定を図るための給付(基本手当)は従来から行われていますが、現在、雇用保険からの給付は「失業等給付」という名称が示すとおり、必ずしも失業者の生活保障のための給付のみを行うわけではありません。

例えば、失業者が一日も早く再就職することを促進するための給付(再就職手当、常用就職支度手当など)、失業者又は在職者が自発的に職業能力を身につけようとするときに経費の援助をするための給付(教育訓練給付金)、60歳以上65歳未満の高齢者で賃金が一定以上低下した被保険者に対する給付(高年齢雇用継続給付金)や、一定期間育児や介護を理由に休業する被保険者に対する給付(育児休業給付金・介護休業給付金など)なども、雇用保険の事業として行われているものです。

このほか、雇用保険を財源とした事業として「雇用安定事業」「能力開発事業」が行われています。雇用保険の事業は、労働者に対するものばかりでなく、求職者の雇入れや、従業員の再就職支援など、失業者の防止に努めた事業主に対する助成金の支給など全て含んだものだと言えます。

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(雇用保険法第1条)

# 3 - 1 適用事業と被保険者

労働者を1人でも使用する事業は、事業主及び従業員の意思 にかかわらず雇用保険への加入が義務付けられています。短時 間労働者であっても、一定の要件を満たせば、加入しなければ なりません。

### ◆適用事業と暫定任意適用事業◆

雇用保険は、原則として、労働者を1人以上使用するすべての事業に適用されます。例えば、一般の工場、事務所、商店など、常時1人でも労働者を使用する事業は、事業主や従業員の意思にかかわらず適用事業となります。

ただし、農林水産業の一部の事業については、暫定任意適用事業として、雇用保 険へ加入するか否かを、任意に決定することが認められています。

適用事業における雇用保険の手続きは、事業所ごとの処理が必要です。

### ○暫定任意適用事業とは

農林水産業のうち、常時雇用する労働者の数が5人未満の個人事業は、暫定任意適用事業となり、必ずしも雇用保険へ加入することが義務付けられていません。

ただし、暫定任意適用事業であっても、適用事業所となった場合に被保険者となるべき労働者の2分の1以上の者が加入を希望するときは、事業主は、都道府県労働局長に、雇用保険の任意加入の申請を行わなければなりません。

### ◆被保険者の種類◆

雇用保険の被保険者は、次の4種類に分けられます。被保険者の種類により、雇用保険の給付を受けるときの受給要件や給付内容が異なってきます。

なお、平成29年1月1日以降は、それまで「高年齢継続被保険者」を除いて適用除外であった65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となっています。

### Ⅲ 雇用保険

### ○被保険者の種類

被保険者の種類	内容
①一般被保険者	下記の②~④に該当しない者。
②高年齢被保険者	65 歳以上の被保険者であって、③~④に該当しない者
③短期雇用特例 被保険者	季節的に雇用される者のうち、次のいずれにも該当しない者 イ 4カ月以内の期間を定めて雇用されるもの ロ 1週間の所定労働時間が30時間未満であるもの
④日雇労働被保険者	日々雇用される者、又は30日以内の期間を定めて雇用される者

### ◆雇用保険の被保険者となる者◆

適用事業主に雇用されている労働者は、季節的に一定期間のみで雇用される者などを除き、下記の2つの条件を満たせば、原則的に一般被保険者になります。

- ① 31日以上の雇用見込みがあること。
- ② 週の所定労働時間が20時間以上であること。

①については、31日以上雇用が継続しないことが明確でなければ、ここで言う [31日以上の雇用見込みがあること] という要件に該当することとなります。 このため、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として 31日以上の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されます。

- ・ 雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示がないとき
- ・ 雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された労働者が 31日以上雇用された実績があるとき

また、②の「週の所定労働時間」とは、就業規則・雇用契約書等により決められている、通常の週に勤務すべき時間を指します。通常の週とは、祝日や振替休日、 年末年始の休日、夏季休暇などの特別休日を含まない週をいいます。 被保険者となる労働者を雇い入れたときには、事業主は、事業所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)にその旨を届け出なければなりません。パート労働者や派遣労働者などの雇用形態にかかわらず、一定の要件を満たせば、「一般被保険者」となります。

### ◆雇用保険の被保険者とならない者◆

労働者の中には、もともと雇用保険の適用対象にならない者、あるいは所定労働 時間等の要件を満たしていないために被保険者になれない者がいます。

具体的な条件は、以下の通りです。

# 雇用保険の被保険者とならない労働者

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者であって、次のイまたは口に該当する者
  - イ 4カ月以内の期間を定めて雇用される者
  - □ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者
- ④ 学校教育法第1条に規定する学校や、同法第124条に規定する専修学校・同法第134条に規定する各種学校で学ぶ昼間学生・生徒
- ⑤ 船員であって特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者
- ⑥ 国家公務員、地方公務員その他これに準ずる団体の職員のうち、離職した場合に他の法令、条例、規則等に基づいて受けるべき諸給与の内容が、雇用保険の求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者

# ○参考 被保険者に関する具体例

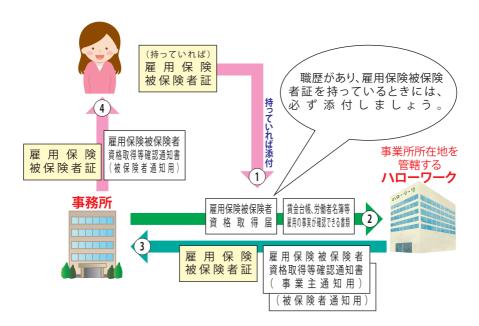
		原則的は被保険者になりません。
	法人の代表者、 役職員等	ただし、役員のうち部長・支店長・工場長など、従 業員としての身分を有し、就労実態等から労働者的性 格が強いものであって、雇用関係が認められる者に限 り、被保険者となります。
	昼間学生	原則的に被保険者になりません。 ただし、卒業見込証明書があり、卒業前に就職し、 卒業後も引き続きその事業に勤務する予定の者等は、 被保険者となります。
原則として 被保険者に ならない者	個人事業の事業主(実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む)と同居の親族	原則的に被保険者になりません。 ただし、次のいずれにも当てはまる場合は、被保険者となります。 (1) 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 (2) 就業の実態が、その事業所の他の従業員と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払いの時期等が就業規則、その他これに準ずるものに明確に定められ、その管理が他の従業員と同様になされていること。 (3) 取締役等事業主と利益を一にする地位にいないこと。
	生命保険会社 等の外務員	原則的には被保険者になりません。 ただし、職務の内容、服務の態様、給与の算出方法 等の実態により判断して雇用関係が明確な場合には、 被保険者となります。
	在日外国人	日本国内で合法的に就労する在日外国人は、その者の国籍(無国籍を含む)のいかんを問わず被保険者になります。 ただし、外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者については、被保険者となりません。
原則として 被保険者に なる者	日本国外で 就労する者	日本国内の事業所で雇用される者が、事業主の命令により、出張又は国外の支店等へ転勤した場合には、被保険者となります。また、国外の他の事業主の事業に出向し、雇用された場合でも、国内の出向元事業主との雇用関係が継続している限り、被保険者となります。なお、現地で採用された者は、国籍のいかんにかかわらず被保険者となりません。

# 3 - 2 雇用保険への加入と脱退

従業員を新たに雇用したとき、事業主は、従業員が被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までに、事業所の所在地を管轄するハローワークに届け出なければなりません。試用期間であっても同様です。

### ◆被保険者資格取得手続きのながれ◆

事業主は、従業員を雇用したとき又は労働条件の変更等により従業員が被保険者 資格要件を満たしたときは、事業所の所在地を管轄するハローワーク(公共職業安 定所)に、従業員が被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までに、「雇用保険 被保険者資格取得届」を提出しなければなりません。



ハローワークは、対象となる労働者が被保険者となったことを確認すると、事業主へ「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用、被保険者通知用)」及び「雇用保険被保険者証」を交付します。事業主は、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)」を被保険者となった労働者に交付します。



### ◆被保険者資格喪失手続きのながれ◆

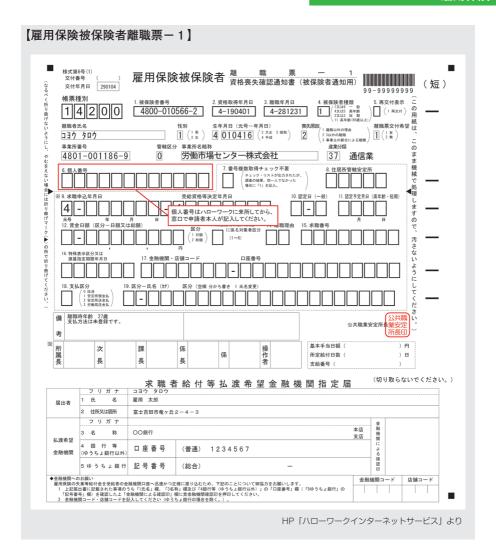
事業主は、被保険者が離職、死亡、労働条件の変更等により被保険者でなくなったとき、あるいは被保険者資格要件を欠いたときに、被保険者でなくなった日の翌日から10日以内に、事業所の所在地を管轄するハローワークに「雇用保険被保険者資格喪失届」を届出なければなりません。

また、離職による資格喪失の場合、原則として雇用保険被保険者資格喪失届に「雇用保険被保険者離職証明書」を添付しなければなりません。

「雇用保険被保険者離職証明書」は3枚複写になっていて、このうちの3枚目の用紙が「雇用保険被保険者離職票-2」です。ハローワークでは、「雇用保険被保険者離職票-2」の記載内容を基に、失業等給付の受給資格、給付額の算定、所定給付日数、給付制限の有無等を判断します。

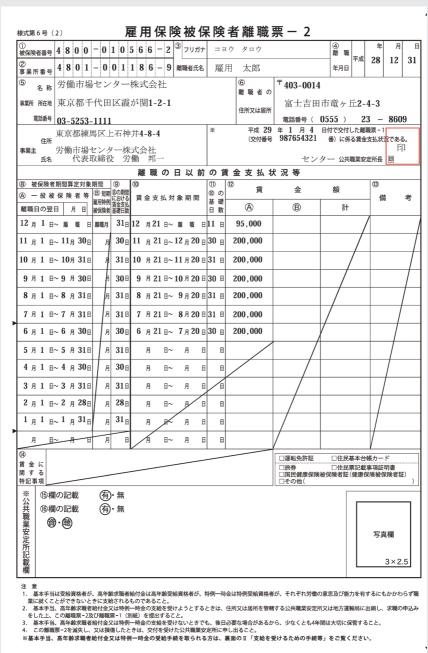
### ◆被保険者資格の確認方法◆

雇用保険の被保険者資格を取得及び喪失した際は、ハローワークから一般的には 事業主を通じて関係書類が交付されます。これらの交付は雇用保険の手続きがなさ れたことを労働者が確実に把握できるようにするためのものです。お手元にない場 合は、事業主にこれらの書類の有無の照会を行うかまたは、ハローワークにおいて 雇用保険の加入手続きが適正になされているかどうかの照会を労働者本人が行うこ ともできますのでハローワークに相談してみるとよいでしょう。



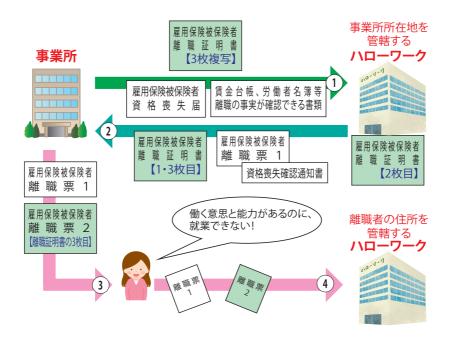
- 67 -

### 【雇用保険被保険者離職票-2】



	難職3 舞聯者	理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記載してください。]			
	記入欄	離 職 理 由 1 事業所の倒産等によるもの	※離職区		
		···(1)倒産手続開始、手形取引停止による離職 ···(2)事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	1 A		
		2 定年によるもの 定年による離職 (定年 歳) 定年による離職 (定年 歳)	1 B		
		定年後の継続雇用 { を希望していた(以下のaからcまでのいずれかを1つ選択してください) を希望していなかった a 数業規則に定める総雇事中又は退職事中(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当したため	2 A		
		(廣華事政党追募書店と同一の事由として資業期別及は労働設定に定める「職務雇用しないととができる事前」に該当して襲難した場合も含む。 ロ 平成 25 年 3月 31 日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったため と その他(具体的理由:	2 B 2 C		
		3 労働契約期間満了等によるもの … (1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 … (2) 労働契約期間満了による離職	2 D		
J	П	(1) 下記②以外の労働者 (1回の契約期間 簡月、通算契約期間 簡月、契約更新回数 回) (契約を更新文は延長することの確約・合意の 有・無(更新又は延長しない旨の明示の 有・無))	2 E		
		(直前の契約更新時に雇止の通知の 有 ・ 無 ) 【を希望する旨の申出があった	3 A		
		労働者から契約の更新又は延長 〈を希望しない旨の申出があった の希望に関する申出はなかった 【契約の更新又は延長の希望の 有 ・ 無 】	3 B		
		② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、実約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無(更新又は延長しない旨の明示の 有・無))	3 C		
		答・	3 D (4 D		
		a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合(指示した派遣就 業が取りやめになったことによる場合を含む。)	5 E		
		業が取りやめになったことによる場合を含む。) (a に該当する場合は、更に下記の5のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の6に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。)	1 A		
,	П	【契約の更新又は延長の希望の 有・ 無 】 … (3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職	1 B		
Ĭ		··· (4) 移籍出向  4 事業主からの働きかけによるもの	2 A		
		… (1) 解雇 (重責解雇を除く。) … (2) 重資解雇 (予働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇) (3) 希望退職の募集又は退職勧奨	2 B		
		① 事業の確小又学業人は必要制度に伴う人員整理を行うためのもの ② その他(理由を具体的に )	2 C		
		5 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情による離職 ① 労働条件に係る問題 (賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等) があったと	2 D		
,		労働者が判断したため ② 事業主又は他の労働者から前業環境が著しくまされるようた言動(独意の排斥、嫌がらせ等)を	2 E		
]		○ 事業主人の自分の制度して対象を検索がある。と言うにはありな自動(以及のがから、MRUがとも)を受けたと労働者が判断したため。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 A		
			3 B		
Š		・・・・(2) 労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等)	3 C		
		職務に関えらればい体調や民、けか寺かめったため	3 D		
		⑤ 転居等により通動困難となったため (新住所: ) ・ ⑥ を居等により通動困難となったため (新住所: ) ・ ⑥ その他 (理由を具体的に 転職希望による自己都合退職 )	4 D		
)		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 E		
Į,	体的	事情記載欄 (事業主用) 自己都合による退職			
具体的事情記載欄(離職者用)事業主が記載した内容に異議がない場合は「同上」と記載してください。					

### 【被保険者資格喪失手続きのながれ】



※ 離職者は、事業主から離職票1・2が交付されないと、ハローワークで基本 手当等の受給手続を行えません。そのため、事業主には、遅滞なく離職票を交 付することが求められます。

### ◆雇用保険の遡及加入◆

雇用保険に加入しないまま働き始めてしまったとき、あとから遡って雇用保険に加入し、被保険者だったものとして取り扱われるのは原則2年までですが、以下のケースについては2年を超えて遡って加入できるようになりました。

- ① 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが、①給与明細 ②賃金台帳 ③源泉徴収票のいずれかの書類により確認された者
  - → 2年を超えて遡及適用する。
- ② ①の場合で、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたとき
  - → 保険料徴収時効の2年を経過後も、保険料の納付を可能とする。

### ◆日雇労働者の被保険者資格について◆

雇用保険法における日雇労働者とは、日々異なる事業主に雇用され、次のいずれかに該当する者を言います。

- ① 日々雇用される者
- ② 30日以内の期間を定めて雇用される者

そのうち、厚生労働省の認める適用事業に雇用されるなどの一定の条件を満たせば、日雇労働被保険者として、雇用保険に加入することができます。

日雇労働者として働き始めた方は、働き始めてから5日以内に、居住する地域の ハローワークで、自分で加入手続きを行うことが必要です。被保険者資格を取得す ると、一般被保険者の「雇用保険被保険者証」に相当する「日雇労働被保険者手帳」 が交付されます。

事業主は日雇労働者を雇用し賃金を支払う都度、日雇労働被保険者手帳に雇用保 険印紙を貼り、これに消印をすることによって印紙保険料の納付をすることになり ます。

日雇労働被保険者の失業の認定は日々行われます。給付を受けようとする月の前2月間において合計26日以上の日雇就労を適用事業所で行い、就業した事業所から日雇手帳に雇用保険印紙の貼付等を受けることにより、公共職業安定所から、その数と納付額に応じた日雇労働求職者給付金を受けることができます。

# 3 - 3

## 雇用保険料

雇用保険料は、勤務先の事業の内容によって変わります。

「一般の事業」の場合、労働者が負担する雇用保険料率は賃金 総額の1000分の3ですので、賃金が20万円だと雇用保険料 は600円になります。

雇用保険料は、事業主と労働者(被保険者)の双方が負担します。

このうち被保険者負担分については、事業主が被保険者の毎月の賃金から控除して徴収することができます。事業主は、被保険者負担分と事業主負担分とを合わせて、 事業所を管轄する都道府県労働局に納付します。

### ◆一般保険料の算定◆

雇用保険料のうち、使用する労働者に事業主が支払う賃金を基礎として算定する ものを一般保険料といいます。ここでいう賃金には賞与や超過勤務手当・休日手当・ 通勤手当等も含まれます。

被保険者が負担する雇用保険料は、毎月の賃金及び賞与に、下記の雇用保険料率 を乗じたものであり、労使双方が負担します。

	雇用保険						
事業の種類	料率	被保	険者負担率	事業主負担率			率
一般の事業	9 1000	失	3 1000	失	3 1000	雇用保険	3 1000
農林水産業 清酒製造業	<u>11</u> 1000	失業等給	<u>4</u> 1000	大業等給	<u>4</u> 1000	保険	3 1000
建設業	12 1000	付	4 1000	荷	<del>4</del> 1000	事業	4/1000

<sup>※</sup> 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの適用。

### ○ 65 歳以上の方の雇用保険料の徴収は平成 31 年度まで免除

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者も、「高年齢被保険者」として雇用保 険の適用の対象となっていますが、保険料の徴収は、平成31年度までは免除されて います。

### ◆日雇労働被保険者に関する印紙保険料の納付◆

日雇労働被保険者及び事業主は、一般保険料に加え、印紙保険料を納付しなければなりません。

印紙保険料は、日雇労働者の賃金日額の区分に応じて3段階の定額制になっています。事業主は、日雇労働被保険者に賃金を支払うたびに、購入した雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳に貼り、これに消印(割印)することによって、印紙保険料を納付したものとしています。

印紙の					
種類		印紙保険料	被保険者負担分	事業主負担分	
第1級	11,300円以上	176円	88円	88円	
第2級	8,200円以上11,300円未満	146円	73円	73円	
第3級	8,200円未満	96円	48円	48円	

# 3 — 4 求職者給付

労働者が失業したときに雇用保険から給付される基本手当は、 失業前に一定の被保険者期間があることや、就職しようという 意思があることなど、いくつかの要件を満たした場合に受給す ることができます。

雇用保険からの給付のうち、労働者が失業したとき、あるいは雇用の継続が困難となるような事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進を図るための給付を失業等給付といいます。

失業等給付には、失業者が求職活動をする間の生活の安定を図るための求職者給付、失業者が再就職するのを援助・促進するための就職促進給付、高齢者や育児・介護を行う者の職業生活の円滑な継続を援助・促進するための雇用継続給付、労働者の主体的な能力開発を支援するための教育訓練給付の4種類があります。ここではまず、失業等給付のうち最も基本となる基本手当について説明します。

### ◆基本手当の受給資格◆

一般被保険者が、離職して失業の状態にあるときに、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職してもらうために、失業している日について支給される給付を基本手当といいます。基本手当を受給するためには、次の3つの要件を満たさなければなりません。

- (1) 離職の日以前の2年間(または1年間)に必要な被保険者期間があること。 ただし、離職理由により必要な被保険者期間が異なります。
- (2)「失業」の状態にあること。
- (3) ハローワークに「求職の申込み」をしていること。

### (1) 被保険者期間について

離職の日からさかのぼった一定期間に、次の①、②の「被保険者期間」があること。

# ① 定年・自己都合・懲戒解雇等により離職した者(特定受給資格者及び特定理 由離職者以外の者)

離職の日以前2年間に、離職日からさかのぼって1ヶ月ごとに区切った期間に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12ヶ月以上あり、かつ雇用保険に加入していた期間が原則満12ヶ月以上あること。

② 倒産、普通解雇等により離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)及び雇止めにより離職した有期雇用者等(特定理由離職者)

上記の特定受給資格者及び特定理由離職者以外の者である要件を満たすか、もしくは離職の日以前1年間に、離職日からさかのぼって1ヶ月ごとに区切った期間に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が6ヶ月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が原則満6ヶ月以上あること。

### (2)「失業」の状態とは

- ① 積極的に就職しようとする意思があること。
- ② いつでも就職できる能力(環境・健康状態)があること。
- ③ 積極的に就職活動を行っているにもかかわらず就職できない状態にあること。 したがって、次のような場合は、失業給付を受けることはできません。
  - ア. 病気や怪我のため、すぐには働けないとき。 (労災保険の休業補償又は健康保険の傷病手当金などの支給を受けている場合を含む)
  - イ、妊娠・出産・育児などによりすぐに働けないとき。
  - ウ. 親族の看護に専念し、すぐに働けないとき。
  - 工. 定年などで退職し、しばらく休養するとき。
  - オー結婚して家事に専念するとき。
  - カ. 自営業をはじめたとき。 (準備に専念した場合を含み、収入の有無を問いません)
  - キ. 新しい仕事についたとき。 (パート、アルバイト、見習・研修期間なども含み収入の有無を問いません)
  - ク. 会社、団体の役員に就任したとき。
  - ケ. 学業に専念するとき。
  - コ、就職することがほとんど困難な職業や労働条件にこだわりつづけるとき。
  - サ. 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望するとき。

### Ⅲ 雇用保険

- ※ 税理士等の有資格者で法律によりその業務を行うための登録が義務づけられている方は状況により、失業給付を受けられない場合があります。詳しくは事前に必ずハローワークへ確認して下さい。
- ※ ア、イ、ウ、エに該当する方は受給期間の延長手続(受給の開始を先に延ばすということで、手当の受給日数が増えることではありません。)を行えることがあるためハローワークへご相談下さい。

### (3)「求職の申込み」について

一般被保険者が失業して基本手当を受給するためには、本人の住所を管轄する ハローワークに求職の申込みをしたうえで、離職票を提出して受給資格の決定を 受けなければなりません。

ハローワークでは、求職の申込みがされていることと受給要件を満たしていることを確認した上で受給資格の決定を行います。したがって、離職日の翌日から 求職の申込みをして受給資格の決定をするまでの期間については、給付の対象と はなりません。

「受給資格の決定」については、離職後いつまでに受けなければならないという 定めはありません。ただし、基本手当を受給することができる期間(受給期間) は離職の日の翌日から1年間が原則ですから、離職票の提出と求職の申込みが遅れると、受給期間が短くなり、給付が途中で打ち切られることがありますので注 意しましょう。

### ◆基本手当日額◆

雇用保険で受給できる1日あたりの金額を「基本手当日額」といいます。

基本手当日額は、原則として離職した日の直前 6 か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を 180 で割って算出した金額(これを「賃金日額」といいます)のおよそ  $50\%\sim80\%$ ( $60\sim64$  歳については  $45\%\sim80\%$ )となっています。

なお、離職日における年齢に応じて、上限額が設定されています。

### ◆所定給付日数◆

基本手当は、失業しているあいだすっと支給されるものではなく、再就職に至るまでの「難易度」などに応じて最大の給付日数が定められています。これを「所定給付日数」といいます。

再就職までの難易度とは、具体的には、離職日における年齢や被保険者であった期間の長短、障害者等就職困難な者であるか否かによって定められています。

なお、離職の日の翌日から1年以内に、基本手当や再就職手当などをまったく 受給しないで再就職し、再び雇用保険の被保険者となった場合には、前の会社に おける被保険者であった期間を通算することができます。

### ① 65歳未満で離職した者

ア 一般の受給資格者(定年退職、自己の都合、懲戒解雇等で離職した者) 特定理由離職者の2

離職時の年齢	被保険者であった期間		1 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
全年齢共通		90 ⊟	90 ⊟	120 ⊟	150 ⊟
障害者等の 45 歳未満		150 🗆		300 ⊟	
就職困難者	45 歳以上 65 歳未満	150 ⊟		360 ⊟	

<sup>※1</sup>年未満で受給資格を得られるのは特定理由離職者の2に限られる。

#### イ.特定受給資格者及び特定理由離職者の1%

離職時の年齢	被保険者であった期間		1 年以上 5 年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20 年以上
30 歳未満			90 ⊟	120 ⊟	180 ⊟	_
30 歳以上 35 歳未満			120( ** 90) 🖯	180 ⊟	210 ⊟	240 ⊟
35 歳以上 45 歳未満		90 ⊟	150( ※ 90) ⊟	100 🗆	240 ⊟	270 ⊟
45 歳以上 60 歳未満			180 ⊟	240 ⊟	270 ⊟	330 ⊟
60 歳以上 65 歳未満			150 ⊟	180 ⊟	210 ⊟	240 ⊟
障害者等の45 歳未満就職困難者45 歳以上65 歳未満		150 300 ⊟		3		
				360 (	3	

<sup>※</sup>受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合の日数

### Ⅲ 雇用保険

なお、雇止めにより離職した有期雇用者(特定理由離職者の1)については、特定受給資格者の表に基づき所定給付日数が決定されますが、受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日から平成34年3月31日までの間にある場合の暫定措置となります。

また、倒産や解雇などにより離職した者で、難治性疾患を有していたり、雇用されていた事業が激甚災害の被害を受けた場合などで、特に積極的に求職活動を行っている者については、個別延長給付の対象となり、給付日数が30日~120日延長される場合があります。

### ○「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」の判断基準

倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者を、特定受給資格者といいます。特定受給資格者又は特定理由離職者に該当すると、一般の受給資格者に比べて、基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります。該当するか否かの判定は、事業主と離職者の双方が主張する離職理由及びそれぞれの主張を確認できる資料による事実確認などをもとに、離職者の住所を管轄するハローワークで慎重に行われます。

### 【特定受給資格者の判断基準】

- 1. 「倒産」等により離職した者
- (1) 倒産(破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止等) に伴い離職した者
- (2) 事業所において大量雇用変動の場合(1か月に30人以上の離職を予定)の 届出がされたため離職した者(※)及び当該事業主に雇用される被保険者の 3分の1を超える者が離職したため離職した者
  - ※ 事業所において、30人以上の離職者が生じることが予定されている場合は、再就職援助計画の作成義務があり、再就職援助計画の申請をした場合も、当該基準に該当します。

また、事業所で30人以上の離職者がいないため、再就職援助計画の作成義務がない場合でも、事業所が事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる者に関し、再就職援助計画を作成・提出し、公共職業安定所長の認定を受けた場合、大量雇用変動の届出がされたこととなるため、当該基準に該当します。

(3)事業所の廃止(事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。)に伴い離職した者

- (4) 事業所の移転により、通勤することが困難となったため離職した者
- 2. 「解雇 | 等により離職した者
- (1) 解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)により離職した者
- (2) 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- (3) 賃金(退職手当を除く。)の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかったことにより離職した者
- (4) 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した(又は低下することとなった)ため離職した者(当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。)
- (5) 離職の日の属する月の前6か月間のうちに[1]いずれか連続する3か月で45時間、[2]いずれか1か月で100時間、又は[3]いずれか連続する2か月以上の期間の時間外労働(平成31年4月以降は休日労働も含む)を平均して1か月で80時間を超える時間外労働が行われたため離職した者。事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- (6) 事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたため離職した者
- (7) 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- (8) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- (9) 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者(上記(8)に該当する場合を除く。)
- (10) 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けた ことによって離職した者、事業主が職場におけるセクシュアルハラスメント

- (11) 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者(従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。)
- (12) 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3か月以上となったことにより離職した者
- (13) 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

### 【特定理由離職者の判断基準】

- 1. 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。)(上記「特定受給資格者の範囲」の2.の(8)又は(9)に該当する場合を除く。)(※補足1)
- 2. 以下の正当な理由のある自己都合により離職した者(※補足2)
- (1) 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
- (2) 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
- (3) 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために 離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負 傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したこ とにより離職した者
- (4) 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
- (5) 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
- (a) 結婚に伴う住所の変更
- (b) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
- (c) 事業所の通勤困難な地への移転
- (d) 自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
- (e) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
- (f) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避

- (g) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居 の同避
- (6) その他、上記「特定受給資格者の範囲」の 2. の (11) に該当しない企業整備による人員整理等で希望退職者の募集に応じて離職した者等
- ※補足1 労働契約において、契約更新条項が「契約の更新をする場合がある」 とされている場合など、契約の更新について明示はあるが契約更新の確約ま ではない場合がこの基準に該当します。
- ※補足2 給付制限を行う場合の「正当な理由」に係る認定基準と同様に判断されます。

### ② 65 歳以上で離職した者

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給(年金と併給可)されます。

高年齢求職者給付金は一時金として支給されます。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30 日分	50 日分

受給資格の決定には、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 離職していること
- ・ 積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事がみつからない状態にあること
- ・ 離職前1年間に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上(賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算)あること

### ◆受給資格の決定から受給開始まで◆

基本手当は、受給資格決定日(求職申込日)の後、ただちに支給されるものではなく、 求職の申込みを行った日から「失業」の状態にあった日が通算して7日間に達しな ければ基本手当は支給されません。これを「待期」といいます。

受給資格者は、受給資格決定後、ハローワークが指定した期日に実施する「職業講習会」及び「雇用保険説明会」に出席し、ハローワークの利用案内と雇用保険制度に関する説明を受けることになります。そして受給資格決定日から約3週間後の

### Ⅲ 雇用保険

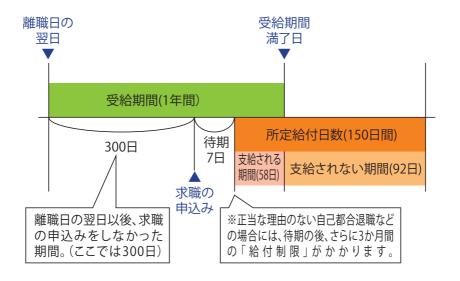
初回認定日(初回の認定日は受給資格決定時に公共職業安定所長が指定します)に ハローワークへ出向き、受給資格者が失業の状態にあるかどうかの確認を受けます。 その後、給付制限のある方は3か月の給付制限に入ることになり、給付制限のない 方は支給が開始されます。支給開始以降は、原則として4週間(28日)ごとに失業 認定日があり、その都度出向くことになります。

### ◆受給期間◆

雇用保険の受給資格者が、基本手当を受けることができるのは、原則として離職 した日の翌日から1年間です。これを「受給期間」といいます。

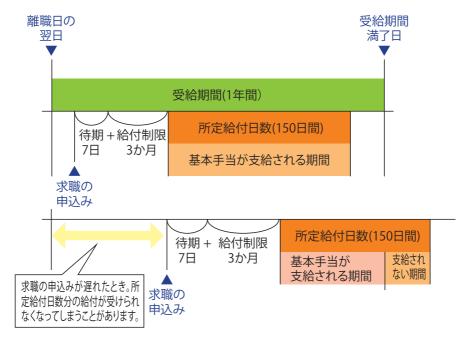
- \* 所定給付日数 330 日の方の受給期間は離職の日の翌日から1年+30日、360日の方は離職の日の翌日から1年+60日となります。
- \* 個別延長給付に該当する者で給付日数が30日~120日延長された者については、通常の受給期間に延長する日数を加えた期間が受給期間となります。

基本手当は、受給期間内に、所定給付日数の限度内で支給されます。離職後、受給手続きが遅れたことなどの理由により、基本手当の給付途中で受給期間が満了してしまうと、たとえ所定給付日数が残っていても、残りの基本手当を受給することはできません。



### ◆給付制限◆

被保険者が、正当な理由がなく自己の都合により退職した場合や、自己の責めに帰すべき重大な理由により懲戒解雇された場合には、「待期(7日間)」満了後、さらに3か月経過した日の翌日から支給の対象となります。



### ○疾病等を理由とした受給期間の延長制度

病気や怪我、妊娠、出産、育児、介護等のため、離職日の翌日以降、引き続き30日以上職業に就くことができない状態にあるときには、働くことができない期間が30日経過した日からできるだけ早期(\*)にハローワークに申請することにより、職業に就くことができない日数を受給期間に加えることができます(延長できる期間は最大3年間となっています)。ただし支給日数が増えるわけではありません。

\*申請期間については、受給資格に係る離職日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(延長後の受給期間が4年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間)です。

•

延長後の 受給期間満了日

離職日以降、働くことができなかった日数。

延長された期間(200日)

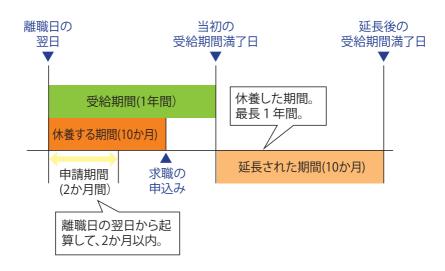
受給期間の間に、病気・怪我、妊娠・出産等により30日以上働けなかったことが必要。 (離職日以前の日数は含まれない)

30日

※高年齢継続被保険者、短期 雇用特例被保険者であった 方には適用されません。

### ○定年退職等に対する受給期間の延長制度

「60歳以上の定年に達して離職した方」や「60歳以上の定年後の継続雇用制度を利用し同一の事業所で引き続き被保険者として雇用され、かつ高年齢者雇用安定法に定められた年齢以上でその制度の終了により離職した方」は、離職の日の翌日から2か月以内にハローワークに申し出ることによって、受給期間を最長1年間延長することができます。ただし支給日数が増えるわけではありません。



# 3 一 5 傷病手当

基本手当の給付開始後、病気や怪我のため引き続き 15 日以 上働けなかったときには、基本手当に代わって「傷病手当」が 支給されます

基本手当の支給が開始されれば、「失業の認定」を受けた日について支給が行われます。しかし、基本手当の支給の対象となる日に、病気や怪我のためすぐには働けないような状態になってしまったら、その日は「失業」の認定が受けられないことになり、基本手当を受給することができなくなります。

そこで、受給資格者が離職後ハローワークへ出向き、求職の申込みをした後で、 病気や怪我の療養のために 15 日以上働くことができなくなったときには、基本手当 の代わりに傷病手当の支給申請ができるようになっています。

ただし、傷病手当を受けられる者が同一の事由により、健康保険の傷病手当金、 労災保険の休業補償給付(業務災害)や休業給付(通勤災害)を受ける時には、傷 病手当は支給されません。

傷病手当の1日あたりの給付額は、基本手当日額と同額です。また、傷病手当の給付日数は、基本手当の所定給付日数からすでに支給された基本手当の日数を差し引いた残りの日数となります。したがって、傷病手当を受給すると、基本手当を受給したのと同じだけ給付を受けたことになります。

なお、病気や怪我が長引いて30日以上働けなくなった場合には、傷病手当を申請するか、又は受給期間の延長を申請するかを選択することができます。

# 3 — 6 技能習得手当

都立職業能力開発センターでは、求職中の方や新たに職業に就こうとしている方などに、就職に向けて必要な知識・技能を学んでいただくための職業訓練を実施しています。このような公共職業訓練施設に、ハローワークの受講指示を受けて入校した方には、基本手当や受講手当などが支給されます。

ハローワークで行う「職業相談」の中で、再就職のため公共職業訓練を受講する ことが必要であると認められ、ハローワークの受講指示を受けて職業能力開発セン ターや職業訓練校などの公共職業訓練施設に入校した者については、訓練期間中の 生活の安定のために、下記の手当が支給されます。

さらに、公共職業訓練を受講している期間は、訓練期間中に所定給付日数が終了 しても訓練が終了する日まで、引き続き基本手当を受給することができます。

受講手当……公共職業訓練を受講した日ごとに、原則的に1日につき500円支給されます。 ※上限 40日(20,000円)

通所手当……公共職業訓練を行う施設に通所するために民間交通機関等を利用する場合には、通所手当が支給されます(片道2キロ未満であるものを除く。)。 ※上限月額 42,500円

寄宿手当……公共職業訓練を受講するために、受給資格者により生計を維持されている同居の親族と別居して自宅以外の場所に寄宿しなければならないときには、寄宿手当が支給されます。

※上限月額 10,700円

公共職業訓練施設への入校は個人で申し込むこともできますが、これらの手当が 支給されるのは、ハローワークの受講指示によって公共職業訓練を受けた場合に限 ります。

# 3 — 7 就職促進給付

雇用保険では、失業者に対してできるだけ早く再就職しようという意欲を喚起・促進するため、早期に再就職した場合には、再就職手当や就業手当などの就業促進給付を支給することになっています。

雇用保険からの給付は、失業者の生活の安定を図ることにより、求職活動を行い やすくするために支給するものです。

けれども、再就職の機会があるにもかかわらず、すぐに就職しようとしないで、「できるかぎり基本手当をもらい続けよう」とすることも考えられます。

そこで、雇用保険では、失業者に対してできるだけ早く再就職しようという意欲を喚起・促進するため、一定程度早期に再就職した場合には、再就職手当や就業手当などの就業促進給付を支給することとしています。

### ◆再就職手当とは◆

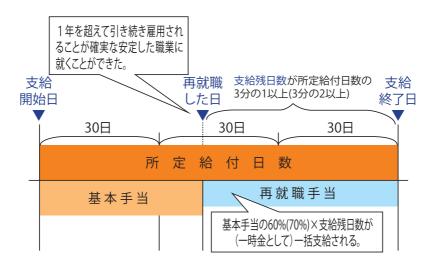
再就職手当とは、基本手当の受給者が早期に安定した職業に就いた場合に、就職日の前日までの基本手当の支給残日数に応じて手当を支給するものです。再就職手当は、下記の要件をすべて満たして就職したときに、就職の翌日から1か月以内に申請することにより「基本手当日額×支給残日数」の60~70%相当額を一時金として受給することができます。支給残日数が所定給付日数の3分の1以上の人は50%相当額、3分の2以上の人は70%相当額が支給されます。

なお、就職せず、自営業者となって事業を開始したときにも、再就職手当が支給 される場合があります。

### 再就職手当の支給要件

- ・ 1年を超えて引き続き雇用されることが確実であること。
- ・ 就職日の前日までの失業の認定を受けたうえで、基本手当の支給残日数が、 所定給付日数の3分の1以上あること。ただし、給付制限中に就職した場合の 支給残日数は、給付制限が終わった日の翌日から受給期間満了日までに受給で きる日数となる。また、就職日から受給期間満了日までの日数が限度となる
- ・ 受給資格に係る離職理由により「給付制限」を受けた場合は、「待期」を経 過後1か月間については、ハローワークの紹介又は厚生労働大臣が許可した職 業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと。

- ・ 「待期」が経過した後職業に就いたこと。
- ・ 再就職先の事業主が、離職前と同一あるいは関連事業主でないこと。
- ・ 採用の内定が「受給資格決定日」以降であること。
- ・ 過去3年間以内に、「再就職手当」、「常用就職支度手当(支度金)」の支給を 受けていないこと。
- ・ 再就職先で雇用保険の被保険者資格を取得していること。



### ◆就業促進定着手当とは◆

就業促進定着手当とは、再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に雇用保険の被保険者として6か月以上雇用され、再就職先での6か月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合に、基本手当の支給残日数の40%を上限として、低下した賃金の6か月分を支給するものです。

就業促進定着手当の支給額は、

# (離職前の賃金日額-再就職後6か月間の賃金の1日分の額) ×再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数

#### となります。

ただし月給制の場合には、「再就職後6か月間の賃金の1日分の額」は「再就職後6か月間の賃金の合計額÷180」、「再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数」については、原則、暦日数(30日、31日など)となります。

就業促進定着手当の支給要件は下記の通りです。

### 就業促進定着手当の支給要件

平成26年4月1日以降の再就職で、次の要件をすべて満たしている者

- · 再就職手当の支給を受けていること。
- ・ 再就職の日から、同じ事業主に6か月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること(起業により再就職手当を受給した場合には、「就業促進手当」は受けられません)。
- ・ 所定の算出方法による再就職後6か月間の賃金の1日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること

#### ◆就業手当とは◆

就業手当とは、基本手当の受給者が早期に就業(再就職手当の対象となる就職を除く一時的な就業)をした場合で、かつ下記の要件をすべて満たしたときに、失業の認定日にあわせて4週間に1回申請することにより、就労した日ごとに基本手当日額の30%相当額の就業手当を支給するものです。

### 就業手当の支給要件

- 常用雇用以外で仕事等をしたこと。
- ・ 就職(就労)日の前日までの失業の認定を受けたうえで、基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上、かつ45日以上であること。ただし、給付制限中に就職(就労)した場合の支給残日数は、給付制限が終わった日の翌日から受給期間満了日までに受給できる日数となります。また、就職日から受給期間満了日までの日数が限度です。
- ・ 再就職先の事業主が、離職前と同一あるいは関連事業主でないこと。
- ・「受給資格決定日」前に就職が内定した事業主に雇用されたものでないこと。
- ・「待期」が経過した後職業に就いたこと。
- ・ 受給資格に係る離職理由により「給付制限」を受けた場合には、「待期」が 経過後1か月間は、ハローワークの紹介又は厚生労働大臣が許可した職業紹介 事業者の紹介により職業に就いたこと。

### Ⅲ 雇用保険

再就職手当と就業手当のどちらが支給されるかは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実な、安定した職業に就いたかどうか」で判断されます。

### ◆常用就職支度手当とは◆

常用就職支度手当とは、基本手当の受給資格者のうち、障害者その他常用就職することが困難な方が再就職した場合に、一定の要件のもとに一時金として支給するものです。

#### 常用就職支度手当の支給要件

- 支給残日数があること。
- ・ ハローワークの紹介又は厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと。
- ・ 「待期」が経過した後職業に就いたこと。また「給付制限」がある者は、給付制限が経過した後、職業に就いたこと。
- ・ 1年以上引き続いて雇用されることが確実であること。
- 雇用保険に加入する労働条件で働いていること。
- 「再就職手当」の支給を受けることができないこと。
- ・
  離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ・ 過去3年以内の就職について、「再就職手当」、「常用就職支度手当(支度金)」、 の支給を受けていないこと。

常用就職支度手当の支給額は、下記の式で計算します。

支給残日数	常用就職支度手当の額						
90 日以上	90 日分 × 基本手当日額等 × 40%						
45 日以上 90 日未満	残日数 × 基本手当日額等 × 40%						
45 日未満	45 日分 × 基本手当日額等 × 40%						

<sup>※</sup> 所定給付日数 270 日以上の方は、「90 日分×基本手当日額× 40%」となります。

# 3 — 8 高年齢雇用継続給付

雇用保険には、在職者を対象とする給付もあります。

その一つとして、60歳時点の賃金に比べて、一定程度賃金が下がってしまった65歳未満の労働者を対象とした、高年齢雇用継続給付があります。

高年齢雇用継続給付は、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一般被保険者に支給される給付であり、高年齢者の働く意欲を維持・喚起し、65歳までの雇用の継続を援助・促進することを目的としています。

高年齢雇用継続給付には、基本手当を受給しないで引き続き働いている人を対象とする高年齢雇用継続基本給付金と、基本手当を受給し再就職した人を対象とする 高年齢再就職給付金があります。

### ◆支給要件◆

高年齢雇用継続給付は、次の要件をすべて満たしているときに支給されます。

- ① 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること。
- ② 被保険者であった期間が、通算して5年以上あること。

「被保険者であった期間」は、離職等により被保険者資格を喪失したことがある場合、新たな被保険者資格の取得までの期間が1年以内であり、かつその期間内に基本手当(再就職手当、早期再就職支援金、傷病手当を含む)を受給していなければ、すべて通算されます。

60 歳到達時点において、被保険者であった期間が5年に足りない場合には、5年に達した日の属する月から給付の対象となります。

- ③ 原則として、60歳時点等と比較して、60歳以後の賃金が60歳時点等の75%未満となっていること
- ④ 育児休業給付・介護休業給付の支給対象となっていないこと。

### ◆支給を受けられる額◆

高年齢雇用継続給付の支給額は、60歳以上65歳未満の各月の賃金が、60歳到達前の6か月間の平均賃金(これを「賃金月額」と言います)の61%以下に低下した場合は、各月の賃金の15%相当額となり、60歳時点の賃金の61%超75%未満に低下した場合は、その低下率に応じて、各月の賃金の15%相当額未満の額となります。

### 賃金の「低下率」が

- ○61%以下のとき ⇒各月の賃金の15%相当額が支給されます
- ○61%を超え75%未満のとき ⇒低下率に応じた支給率により支給されます
- ○賃金月額の75%以上のとき ⇒高年齢雇用継続給付は支給されません

高年齢雇用継続給付には、支給限度額・最低限度額が設定されており、各月の賃金が359,899 円を超える場合や、算定された支給額が1,984 円を下回る場合には支給されません(平成30年8月1日改定)。

### 賃金月額が30万円である場合の支給額の例

- (1) 支給対象月に支払われた賃金が 26 万円のとき 賃金が 75%未満に低下していませんので、支給されません。
- (2) 支給対象月に支払われた賃金が 20 万円のとき 低下率が 66.67% で 61% を越えていますので、

支給額 = 
$$-\frac{183}{280} \times 20$$
 万円 +  $\frac{137.25}{280} \times 30$  万円 = 16,340 円

(3) 支給対象月に支払われた賃金が 18 万円のとき 低下率が 60% ですので、支給額 =18 万円× 15%=2 万 7 千円

なお、高年齢雇用継続給付を受けると、厚生年金については、在職による年金の 支給停止に加え、さらに年金の一部が支給停止となります。詳細については、最寄 りの年金事務所へお問合せください。

#### ◆高年齢雇用継続基本給付金◆

高年齢雇用継続基本給付金は、60歳到達後も継続して雇用され、各月の賃金が60歳到達時点に比べて75%未満に低下した場合に支給されます。支給期間は、被保険者が60歳に達した月から65歳に達する月までです。

### ◆高年齢再就職給付金◆

高年齢再就職給付金は、基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職先の賃金月額が、基本手当の基礎となった賃金日額の30日分の額の75%未満である場合に支給されます。

また、この給付を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 安定した職業に就職することで被保険者になったこと
- ② 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること。
- ③ その就職について、再就職手当を受給していないこと。

支給期間は、就職した日の前日における支給残日数が200日以上の者は、就職日の翌日から2年経過した日の属する月まで、100日以上200日未満の者は1年を経過した日の属する月までの期間となっています。ただし、被保険者が65歳に達した場合は、65歳に達した月までとなります。

### ◆申請期間◆

高年齢雇用継続給付の支給を受けるためには、最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内に支給申請書を提出する必要があります。 その後は、原則として2ヶ月ごとに支給申請を行います。

# 育児休業給付

育児休業給付は、労働者が育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することにより、育児をする労働者の職業生活の円滑な継続を目的に創設された制度です。

労働者は、育児・介護休業法の定めるところにより、事業主に申し出をすれば、 1歳(パパ・ママ育休プラスを利用した場合には1歳2ヶ月。保育園に入所できない等の場合は1歳6か月または2歳)に満たない子を養育するために、育児休業を取得することができます。

事業主は、要件を満たした労働者から休業の申し出があったときにはこれを拒む ことはできませんが、一方で、育児休業は必ずしも有給で与えなければならないと いう定めがありません。

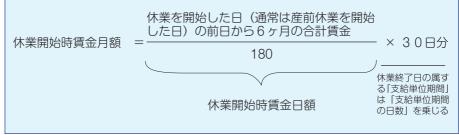
そこで雇用保険では、育児・介護休業法をより実効性のあるものとするために、 育児休業給付を行っています。

雇用保険被保険者の方が、1歳(一定の要件に該当した場合には1歳2ヶ月。さらに一定の要件に該当した場合は1歳6か月または2歳)に満たない子を養育するための育児休業を取得し、育児休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に、公共職業安定所への支給申請により支給されるものです。

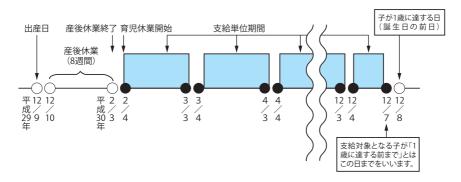
### ◆受給資格及び支給要件◆

- 1 1歳未満の子を養育するために、「育児休業」を取得した雇用保険被保険者であること。
  - (1) ここでいう「育児休業」とは、職場復帰を前提に取得するものをいい、休業取得時に退職が確定 (予定) している休業は支給の対象となりません。
  - (2) 育児休業対象者は男女を問いません。
  - (3) 育児する子は実子・養子を問いません。
  - (4) 期間雇用者も支給対象となります。

- 2 育児休業開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある「完全月」が12ヶ月以上あること。
  - ・育児休業開始前2年間に、疾病、負傷等やむを得ない理由により引き続き 30日以上賃金の支払を受けることができなかった期間がある場合には、そ の日数(最大4年)を加算することができます。
  - ・育児休業を開始した日とは、産後休業から引き続いて育児休業を取得した 女性の場合は出産日から起算して58日目をいいます。また、男性の場合は、 配偶者の出産日当日から、育児休業を開始することができます。
- 3 支給単位期間の初日から末日まで継続して雇用保険被保険者資格を有していること。
- 4 各支給単位期間に、就業している日数が10日以下(10日を超える就業をした場合でも、就業していると認められる時間が80時間以下)であること。
- 5 各支給単位期間において支給された賃金額が、休業開始時賃金月額の80% 未満であること(休業終了日が属する「支給単位期間」は、「休業開始時賃金 日額」×「支給単位期間の日数」)。



### 【例】産後休業に引き続き、子が1歳に達するまで育児休業した場合の事例



### ◆支給額◆

育児休業給付金の支給単位期間ごとの支給額は、原則として、

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 6 7 % (育児休業の開始から6か月経過後は50%)

です。

支給率が 67% のときの育児休業給付金の上限額は 301,299 円、支給率が 50% のときの 上限額は 224.850 円です (平成 3.0 年 8 月 1 日現在)。

また、育児休業中に賃金支払いがある場合、その賃金が休業開始時賃金日額に支給日数をかけた額に対し、13%を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは支給されません。

- (例) 休業開始時賃金月額が30万円の場合の支給額は… 育児休業給付金の額(休業終了日の属する支給単位期間以外の、支給日数が30日となる支給対象期間の場合)
  - ① 支給単位期間中に育児休業期間を対象とした賃金が支払われていない場合 30万円×67% (50%) =20万1千円 (15万円)
  - ② 休業開始時賃金月額の13% (30%) 超80% 未満の育児休業期間を対象 とした賃金が支払われた場合30万円×80% (=24万円)から、支払われた賃金額を差し引いた額
  - ※ 休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数を 支給日数とし、これを休業開始時賃金日額に乗じて得た額を賃金月額にあ てはめて、支給額を計算します。

### ◆パパママ育休プラス・支給対象期間の延長について◆

いわゆる「パパママ育休プラス制度」を利用し、父母ともに育児休業を取得する場合には、一定の要件を満たすことを条件に、子が1歳2ヶ月に達する日の前日までの間、最大1年まで、育児休業給付金が支給されます。

また、保育所等における保育の実施が行われないなどに該当する理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

さらに、平成29年10月1日からは、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合、その子が2歳に達する日前までの期間も、育児休業給付金の支給対象となっています。

# 3 — 10 介護休業給付

雇用保険の被保険者が、要介護状態にある家族を介護するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たせば、休業期間中、「介護休業給付金」が支給されます。

労働者は、育児・介護休業法の定めるところにより、事業主に申し出をすれば、 要介護状態にある家族を介護するために、介護休業を取得することができます。

介護休業は、要介護状態にある対象となる家族一人につき、常時介護を必要とする状態ごとに取得することができます。期間は通算して 93 日までです。

事業主は、要件を満たした労働者から介護休業の申し出があったときには、これを拒むことはできませんが、育児休業と同様、介護休業は必ずしも有給としなければならないという定めはありません。

そこで雇用保険では、育児・介護休業法をより実効性のあるものとするために介護休業給付を行っています。

介護休業給付とは、一定の要件を満たした雇用保険の一般被保険者について、介護休業期間中に賃金が一定水準を下回ったときに、その被保険者に対して給付金を支給する制度です。

### ※要介護状態とは

「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にあることです。

### ※介護休業の対象となる「対象家族」とは

介護休業の対象となる「対象家族」とは、その労働者の配偶者(事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む)、父母(養父母を含む)、子(養子を含む)、 配偶者の父母(養父母を含む)、祖父母、兄弟姉妹、孫のいずれかです。

### ◆支給要件◆

介護休業給付金は、介護休業開始日から起算した1ヶ月ごとの期間(支給単位期間)の支給額を計算して支給します。介護休業給付金の対象となる1回の介護休業期間は最長3か月ですので、給付金の支給対象は、1回につき最大3支給単位期間となります。介護休業を分割取得する場合には、分割支給となります。

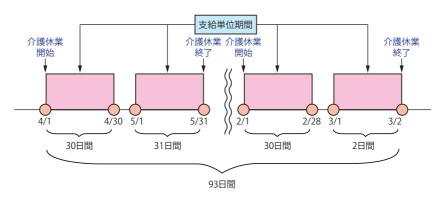
介護休業給付金の支給に関しては、次の要件を全て満たしていることが必要です。

# 介護休業給付金の支給要件

- ① 「介護休業の対象となる家族」を介護するために介護休業を取得した雇用保 険の一般被保険者で、「支給単位期間」の初日から末日まで継続して被保険者 資格を有していること。
  - ・ 支給単位期間の途中で離職した場合、当該支給単位期間は支給を受ける ことができません。
- ② 育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある「完全月」が12ヶ月以上あること。
  - ・ 介護休業開始前2年間に、疾病、負傷等やむを得ない理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった期間がある場合には、 その日数(最大4年)を加算することができます。
- ③ 被保険者が、介護休業期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。
- ④ 各支給単位期間に、就業している日数が10日以下であること。
  - ・ 介護休業終了日が属する 1 ヶ月未満の支給単位期間については、就業している日数が 10 日以下であるとともに休業している日数が 1 日以上あることが必要です。
- ⑤ 各支給単位期間において支給された賃金の額が、休業開始時賃金月額の 80%未満であること パッパ・ロー・フェック

 同一の対象家族について介護休業給付金を受けたことがある場合であっても、要介護状態が異なることにより再び取得した介護休業については介護休業給付金の対象となります。ただしこの場合は、同一家族について受給した介護休業給付金に係る支給日数の通算が93日が限度となります。

【例】4月1日から5月31日まで介護休業取得後、同一対象家族について要介護状態が異なることにより翌年2月1日から3月2日まで介護休業を取得



### ◆支給額◆

介護休業給付金の支給単位期間ごとの支給額は、原則として、

休業開始時賃金日額 × 支給日額 × 67%

#### です。

介護休業給付金の上限額は331,650円です(平成31年7月31日まで)。

また、介護休業中に賃金支払いがある場合に、その賃金が「休業開始時賃金日額×支給日数」の13%を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときには支給されません。

# 3 — 11 教育訓練給付

雇用保険からの給付には、一定年数以上雇用保険に加入している在職者及び失業者のうち、自発的に職業能力のスキルアップを図ろうとする者を対象に、経費の一部を補填する教育訓練給付金という制度があります。

雇用保険の給付には、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定 と再就職の促進を図ることを目的とした教育訓練給付制度という制度があります。

一定年数以上雇用保険に加入している在職者及び失業者が、自ら費用を負担して 厚生労働大臣の指定を受けている講座を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設 に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額を、ハローワークから支給するも のです。

教育訓練給付は「一般教育訓練給付」と「専門実践教育訓練給付」に分かれており、 雇用保険の支給要件期間や給付される額に違いがあります。

### ◆一般教育訓練給付◆

一般教育訓練給付は、受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間が3年以上(初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上)あること、受講開始日時点で被保険者でない方は、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合は最大20年以内)であること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)又は被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

支給額は、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の 20% に相当する額となります。 ただし、その額が 10万円を超える場合は 10万円とし、4千円を超えない場合は支 給されません。

### ◆専門実践教育訓練給付◆

専門実践教育訓練給付は、受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間が3年以上(初めて支給を受けようとする方については、当分の間、2年以上)あること、受講開始日時点で被保険者でない方は、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合は最大20年以内)であること、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)又は被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

支給額は、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%に相当する額となります。 ただし、その額が1年間で40万円を超える場合の支給額は40万円(訓練期間は最大で3年間となるため、最大で120万円が上限)とし、4千円を超えない場合は支給されません。

専門実践教育訓練の受講を修了した後、あらかじめ定められた資格等を取得し、 受講修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方、又はすでに雇用されている方に対しては、教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給します。

この場合、すでに給付された訓練経費の50%と追加給付20%を合わせた70%に相当する額が支給されることとなりますが、その額が168万円を超える場合の支給額は168万円(訓練期間が3年の場合。2年の場合は112万円、1年の場合は56万円が上限)とし、4千円を超えない場合は支給されません。

ただし、平成 29 年 12 月 31 日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給額は、教育訓練経費の 40%(追加給付 20%を合わせた場合 60%)となります。また、支給の上限額は、年間 32 万円(追加給付を合わせた場合、年間 48 万円)となります。

### ◆教育訓練支援給付金◆

平成34年3月31日までの時限措置として、初めて専門実践教育訓練(通信制、 夜間制を除く)を受講する方で、受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たす方 が、訓練期間中、失業状態にある場合に、教育訓練支援給付金が支給されます。

支給額は、訓練受講中の基本手当の支給が受けられない期間について、基本手当の日額と同様に計算して得た額に80%の割合を乗じて得た額に、2か月ごとに失業の認定を受けた日数を乗じて得た額となります。

なお、平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の日額は、基本手当の日額と同様に計算して得た額に50%の割合を乗じて得た額になります。

#### Ⅲ 雇用保険

### ◆支給要件の照会◆

教育訓練給付の支給申請に先立ち、受講開始(予定)日現在における教育訓練給付金の受給資格の有無、受講しようとする教育訓練講座が厚生労働大臣の指定を受けているかどうかなどについてハローワークで調べてもらうことができます。これを「支給要件照会」といいます。

### ◆教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費◆

教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、申請者自らが教育訓練施設に支払った入学料及び受講料の合計です。検定試験の受験料や、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、パソコン等の器材の費用などは含まれません。

また、受講にあたって事業主から手当等が支給される場合には、明らかに入学料及び受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。

### ◆対象となる講座◆

教育訓練の対象となる講座は、厚生労働大臣の指定を受けていることが必要です。 指定講座は、ハローワークで一覧表が閲覧できるほか、教育訓練講座検索システム (http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T\_K\_kouza) でもご覧になれます。